

2025年8月改訂(第2版)
2025年8月作成(第1版)

医療機器製造販売届出番号：23B2X10036000258号

器65 歯科用充填器
一般医療機器 歯科用マトリックスウェッジ（コード：16370000）

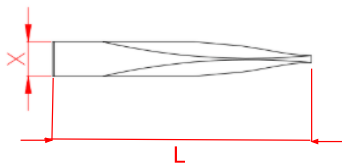
ウッドウェッジ

再使用禁止

【禁忌・禁止】
再使用禁止

- 3.改造、調整等の二次加工。
- 4) 本品は単回使用のため、再使用しないこと。

【形状・構造および原理等】



【保管方法及び有効期間等】

直射日光、多湿、水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。

【保守・点検に係る事項】

使用前にバリ、破損、腐食、変形、その他劣化や損傷がないか確認すること。これらがある場合は使用を中止すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社 ピーディーアール
愛知県名古屋市中白区原4-106

2. 原材料 木材

【使用目的又は効果】

充填物の挿入時に歯をわずかに分離させるために用いる。

【使用方法等】

適切なサイズのウェッジを歯間に挿入する。
処置が終わったらウェッジを取り外す。

【使用上の注意】

- 1) 使用前に必要なに応じて消毒等を行うこと。
- 2) バリ、破損、腐食、変形、その他劣化や損傷のあるものは使用しないこと。
- 3) 破損等の原因となるので、以下は行わないこと。
 - 1.粗雑な取り扱いを行うこと。
 - 2.使用時に必要以上の力（応力）を加えること。